

## 第5章 役割分担と進め方

この章では、第4章の行動計画を行うための各主体の役割について掲げています。

### 1. 各主体の役割

#### (市の役割)

関連する施策や個別事業を推進するほか、市民、NPO、企業などが行う生物多様性の保全・再生に関する取り組みとの協働を進めます。また、広域の視点から取り組む必要がある施策や事業については、周辺自治体や宮城県、国などとの連携のもと、具体化を図ります。

#### (市民の役割)

普段の生活のあり方を、より自然への影響が少ないものにするために、自然環境に配慮した持続可能な方法で生産された商品やサービスを優先して購入するように努めます。また、生物多様性の保全に関する取り組みや施策に主体的に参画し、他の主体や周辺地域との連携・協働に努めます。

#### (各種団体（NPOなど）の役割)

生物多様性の保全や環境学習に関する専門家やコーディネーターとして、市民、学校などに対し適切な助言・指導を行うなど、多様な主体による連携を促進します。

#### (保育・教育・研究機関の役割)

[保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校]

環境学習や自然体験を通じて身近な自然にふれあい、生物多様性の保全を学ぶ機会を継続的に設けることに努めます。また、行政、NPO、各種団体などの多様な主体との連携を図ります。

[大学、博物館等の研究機関]

本プランの推進に際して、生物多様性の保全・利用、基礎調査、成果を活かした支援・助言を行う等により連携を図ります。

#### (事業者（企業）の役割)

事業活動の様々な場面において、生物多様性に配慮した取り組みを進めます。市民や行政、学校などの多様な主体との連携・協働を図るとともに、市が行う生物多様性の保全に関する施策や関連事業への積極的な参画・協働に努めます。

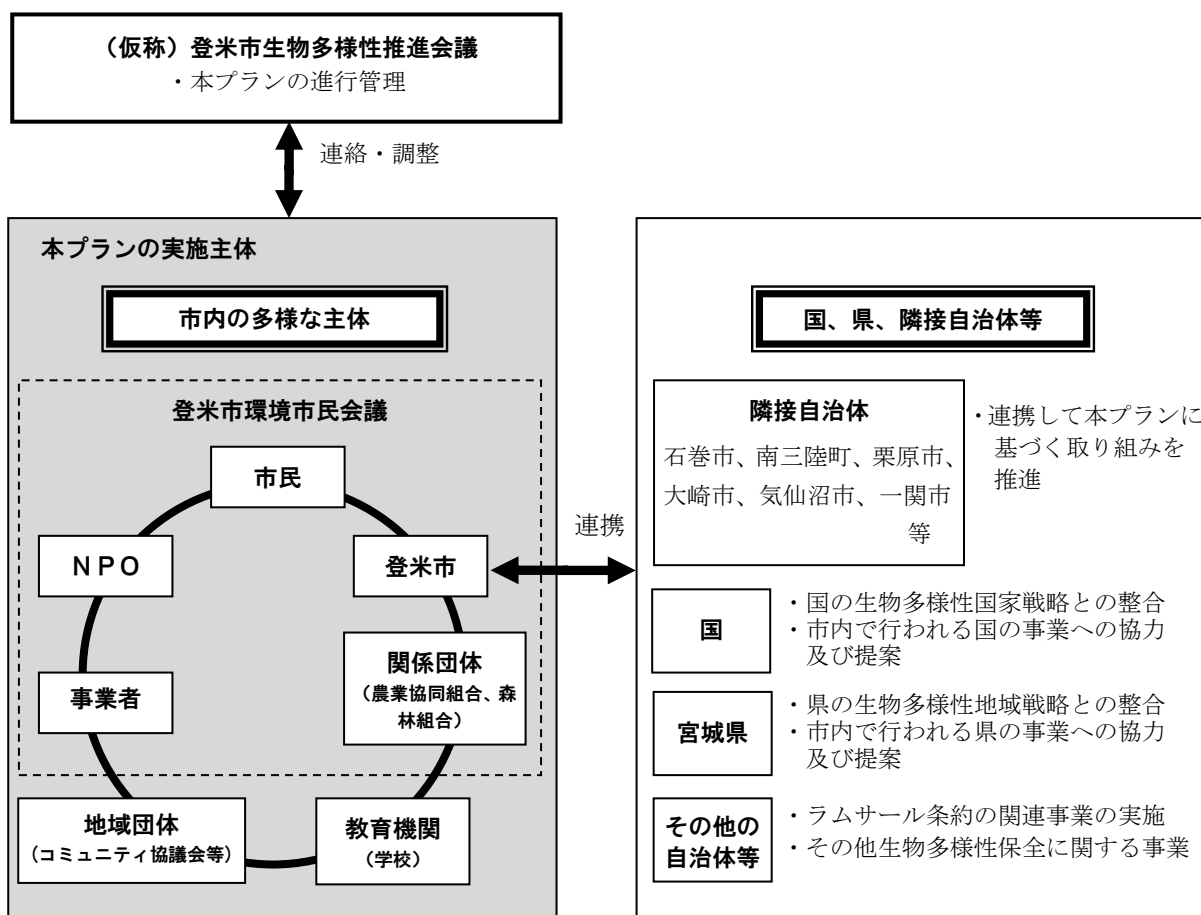
## 2. 本プランの推進体制

### ■推進母体

(本プランに掲げた取り組みを進める母体)

生物多様性の保全とその持続的な利用を実現するうえで、関係する主体が役割分担のもと、自発的に取り組みを進めることが重要になります。そのため本プランの推進にあたっては、(仮称)登米市生物多様性推進会議が進行管理を行い、市民、各種団体(NPOなど)、事業者等が参画する登米市環境市民会議など多様な主体との連携・協働のもと、第4章に記載した行動計画を踏まえた取り組みを進めます。

### 本プランの推進体制(イメージ)



## ■庁内連絡会議の設置

### （市の関係課との連携）

本プランを踏まえた庁内各課における各種施策の企画・立案や、庁内各課との連絡・調整などを行う横断的な組織として、庁内の関係課で構成する「環境保全連絡会議」と、(仮称)登米市生物多様性推進会議との連携を図りつつ、各課の役割分担を図ります。

## ■周辺自治体との連携

### （近隣の市町との連携による自立・持続した地域の実現）

行政界を超えてつながる北上川流域や北上山地等の広域の自然環境の保全と、自然の恵みを活かした持続可能な地域づくりの一体的な推進を図ります。その具体化に向けて、本プランの検討・策定にオブザーバーとして関わった5市1町（宮城県南三陸町、石巻市、気仙沼市、栗原市、大崎市、岩手県一関市）をはじめとする周辺自治体との積極的な連携を図ります。

また、北上川流域等における広域の生物多様性保全の施策や取り組みの推進に向けて、流域の関係市町村等と調整を図り、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動協議会の設置に向けた検討を行います。

## ■基礎情報の継続的な収集

平成21年に策定した登米市自然環境保全基本方針や、同方針に掲げた指標生物などを踏まえて、本市の生物多様性の状況を把握するために、環境省の「いきものログ」、「しおかぜ自然環境ログ」等の既存の情報収集のしくみを活用して、市内の関係主体が実施・蓄積している生物情報の集約を図るとともに継続的な収集を行います。また、全市的な視点から自然環境の現状や課題を把握するための専門家による自然環境調査（登米市環境課が実施主体）を定期的実施します。

## ■市内の多様な主体との連携

本プランを着実に推進するために、市民や事業者、学校、専門家等の市内の多様な主体との連携・協働を図ります。また、多様な主体との連携を図るうえで必要な情報や知見などの相互共有に努めます。

## ■関連する国や県等の計画等との連携

登米市域における生物多様性の保全・再生を効果的に進めるために、国の生物多様性国家戦略や宮城県の環境基本計画、宮城県生物多様性地域戦略（平成27年3月策定）などの関連する計画等との整合を図ります。また、本プランに掲げた取り組みを効果的に推進するために、国が東北地方の沿岸部で進める三陸復興国立公園さんりくふっこうこくりつこうえんの取り組みや、ラムサール・ネットワーク日本主催の「田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト」などの多様な主体との連携による生物多様性保全の取り組みにも積極的に参画し、連携を図ります。

## ■全国の自治体との連携

平成22年の愛知県での生物多様性条約 COP10 の開催をきっかけに発足した、生物多様性保全に関する全国規模の自治体組織「生物多様性自治体ネットワーク」に継続して参画し、愛知目標

等の国際的な生物多様性保全の取り組みの実現に向けて、国内の多様な主体との連携・協働を図ります。

#### ■地球規模の生物多様性保全の取り組みとの連携

本市における生物多様性保全の取り組みは、本市の自然環境が森・里・川・海のつながりを介して地球の生態系の一部を構成し、世界的な生物多様性保全とも密接に関わっていることを意識しつつ推進します。また、わが国が参画している生物多様性条約やラムサール条約などの生物多様性に関する国際的な条約や決議、行動との連携を図ります。

#### ■生物多様性の保全のための資金の確保

##### (民間の資金や資金調達の手法の活用)

本プランに基づいて取り組みを実施する際に必要な資金の確保については、民間の資金や資金調達の手法の活用も視野に入れて、企業や NPO 等との連携を図るとともに、関連する情報の収集・共有に努めます。

### 3. 本プランの進行管理

#### (1) 進捗状況の把握と必要な対策の検討

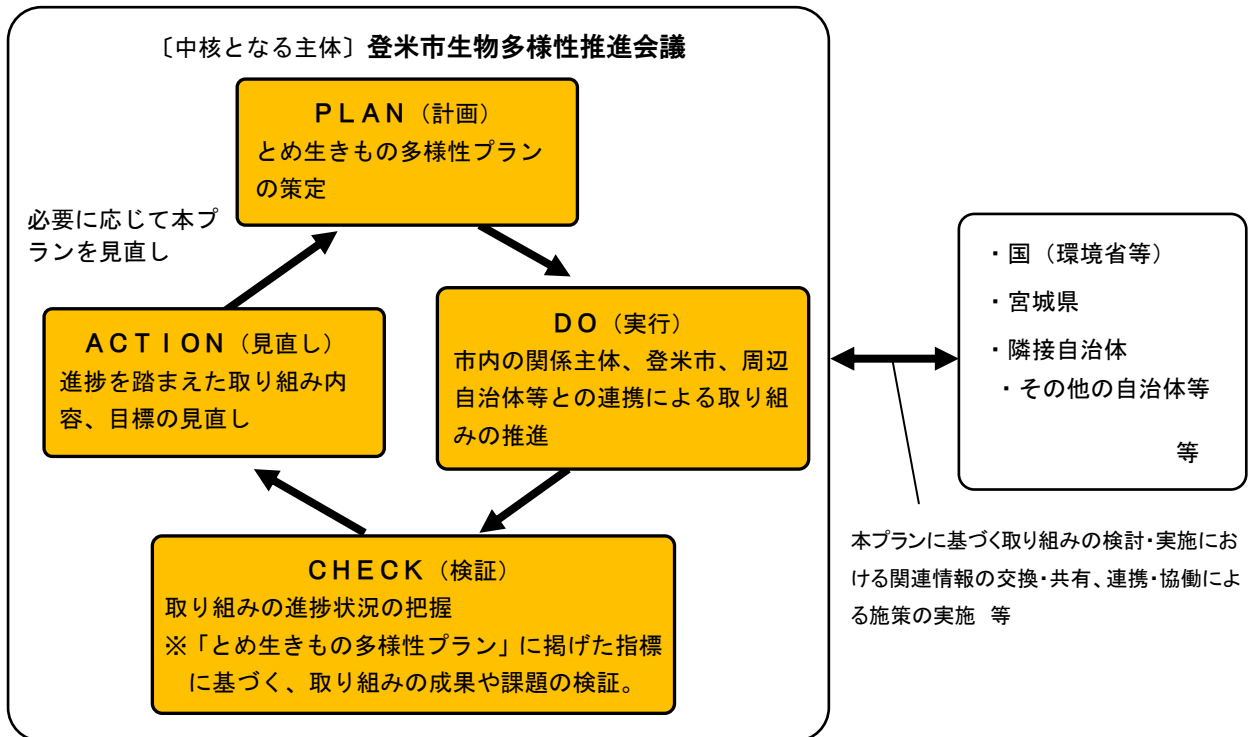
第4章に記載した目標を踏まえて、(仮称)登米市生物多様性推進会議において、市内の関係主体が行う生物多様性保全の取り組みの進捗状況の把握を毎年度末に行います。

市内の生物多様性保全に関する取り組み状況については、関係団体等の情報の収集・整理を行い、その結果を踏まえて、(仮称)登米市生物多様性推進会議において、本プランに掲げた行動計画及び目標の達成状況を整理し、追加的に必要な施策や取り組みを検討します。(仮称)登米市生物多様性推進会議における検討の際には、必要に応じて適宜、専門家や大学、研究機関等との連携を図り、専門的な見地からの助言や参考となる知見を得ます。

#### (2) 進捗状況の周知と関連する施策や取り組みへの反映

(仮称)登米市生物多様性推進会議で整理・検討した内容は、毎年度末に開催する登米市環境審議会で諮った後に、市の広報誌やウェブサイト等を通じて市内の関係主体に周知を図るとともに、庁内の環境保全会議や環境保全連絡会議等を通じて、翌年度以降に市が行う生物多様性保全に関する事業に反映するよう努めます。本プランに掲げた指標や数値目標については、本プランの策定後に実践される生物多様性保全の取り組みの進捗状況やその時々<sup>てきぎ</sup>の社会情勢の動向を踏まえて、(仮称)登米市生物多様性推進会議が中心となって必要に応じて見直し等を行います。指標や数値目標等の見直しに際しては、本市における生物多様性保全が着実に進められ、かつ実現可能な内容となるよう留意します。

本プランの進行管理（イメージ）



■本プランの見直し

本市の最上位計画である登米市総合計画との整合を図るため、総合計画の見直し時期に合わせて内容を見直します。見直しに際しては、市内における生物多様性保全の取り組みがさらに効果的に進められるよう、本プランに基づく取り組み成果を総合計画に反映を図るとともに、確認すべき事項や手順等を明文化し、関係者への周知・共有を図ります。